

役員報酬及び理事・監事・評議員選任解任 委員・評議員の旅費規程

社会福祉法人 光 誠 会

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人光誠会役員報酬、理事・監事・評議員選任解任委員・評議員の旅費等の支給について定めたものである。

(報 酬)

第 2 条 理事長の報酬は、支給しない。

2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(旅費等)

第 3 条 理事長及び理事・監事・評議員選任解任委員・評議員が、理事会・評議員会・評議員選任、解任委員会・その他会議等、法人業務の為、旅行した場合は、社会福祉法人光誠会の旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 日 当 3, 0 0 0 円

3 宿泊料 社会福祉法人 光誠会 旅費規程第 1 条に基づき別表に掲げる特別職区分を適用する。

4 理事会・監事監査・評議員会・評議員選任、解任委員会 出席報酬等

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
監事監査出席報酬等	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(附則)

1. この規程は、平成 1 2 年 1 2 月 1 3 日から施行する。
2. この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。
3. この規程は、平成 1 6 年 3 月 1 7 日から適用する。
4. この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。
5. この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。